

平成25年4月22日

共済ご加入者・共済加入窓口の皆様へ

全国米穀販売事業共済協同組合
共 済 部

「住宅の修理に関するトラブルにご注意ください」

上記のような注意喚起の情報が、日本損害保険協会から発信されています。
全米販共済の加入者でも、北海道において数件のトラブルが発生しました。

自然災害による建物の損害について、火災共済での補償を使って修理をされる場合、必ず事前に加入窓口卸または全米販共済部にご相談いただきますようお願いいたします。

「問題のある住宅修理業者」と契約すると、高額な解約手数料の要求や、ずさんな工事をされるなどトラブルに巻き込まれることがあります。

この冬は豪雪地域が多く、「雪」による損害が発生しています。また、爆弾低気圧による「風」・「水」による損害が発生しています。

建物への損害が確認できる頃に、『問題ある住宅修理業者』が現れるケースが考えられます。

全米販火災共済では、[解体費用]、[残材処分費]などは損害額から控除となります。

また、「風」・「水」・「雪」・「ひょう」による損害の見舞金は、損害額が20万円未満は対象外となり、加入額に応じての支払い基準や損害割合に応じての見舞金上限額があります。

(火災共済約款・パンフレットをご確認ください。)

日本損害保険協会のチラシに実際のトラブルの事例が記載されておりますので、添付資料をご覧ください。

ご連絡先：全米販 共済部  0120- 229- 579

(平日10:00~12:00・13:00~16:00)